

幼稚園職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）の施行に伴い、育児休業、介護休暇等に係る規定を整備することで、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にする。

2 改正内容

（１）子の範囲の拡大

対象	現行	改正後
育児を行う職員の 深夜勤務の制限 （第 11 条）	①職員と法律上の親子関係にある子	①職員と法律上の親子関係にある子
3 歳に満たない子の 育児を行う職員の 超過勤務の免除 （第 11 条の 2）		②職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子
育児を行う職員の 超過勤務の制限 （第 11 条の 3）		③里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子
育児を行う職員の 早出遅出勤務 （第 11 条の 4）		④養子縁組を希望する職員に対し、養育里親として、児童相談所から委託された子（当該職員が養子縁組里親となることを希望したが、実親の同意が得られず、養育里親になった場合に限る）

（２）介護を行う職員の超過勤務の免除（新設）

請求があった場合、超過勤務をさせないこととする。

（３）介護時間（新設）

職員が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1 日の勤務時間の一部を勤務しないことを承認する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

新旧対照表(抄)

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項並びに第11条の4第1項において同じ。）のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育できるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 及び 3 （現行に同じ） （3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限） 第11条の2 （現行に同じ） 2 教育委員会は、要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子の<u>ある</u>職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育できるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 及び 3 （略） （3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限） 第11条の2 （略） （新設） 2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を

は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第11条の4 (現行に同じ) 2 教育委員会は、<u>要介護者を介護する職員</u>が、教育委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 3 (現行に同じ) (介護休暇) 第18条 教育委員会は、職員が<u>要介護者の介護</u>をするため、勤務しないことが相当である認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。 2 (現行に同じ) (介護時間) 第18条の2 <u>教育委員会は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「介護時間」という。)を承認するものとする。</u> 2 <u>介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u> <u>附 則</u> (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この条例の公布の日から平成29年3月31日までの間は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条第1項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。</u> 3 前項に規定するもののほか、この条例の	得て、教育委員会規則で定める。 (育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第11条の4 (略) 2 教育委員会は、<u>配偶者又は2親等以内の親族で要介護者であるもの</u>を介護する職員が、教育委員会規則で定めるところにより当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 3 (略) (介護休暇) 第18条 教育委員会は、職員が<u>その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で要介護者であるもの</u>の介護をするため、勤務しないことが相当である認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。 2 (略) <u>(新設)</u>
---	---

施行に伴い必要な経過措置は、千代田区教育委員会規則で定める。	
---------------------------------------	--